

豚丹毒（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 21 年 3 月 26 日（告示第 421 号） 一部改正

動生剤基準の豚丹毒（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.2 及び 3.4.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の一般試験法の異常毒性否定試験の規定を準用して試験を行うものとする。